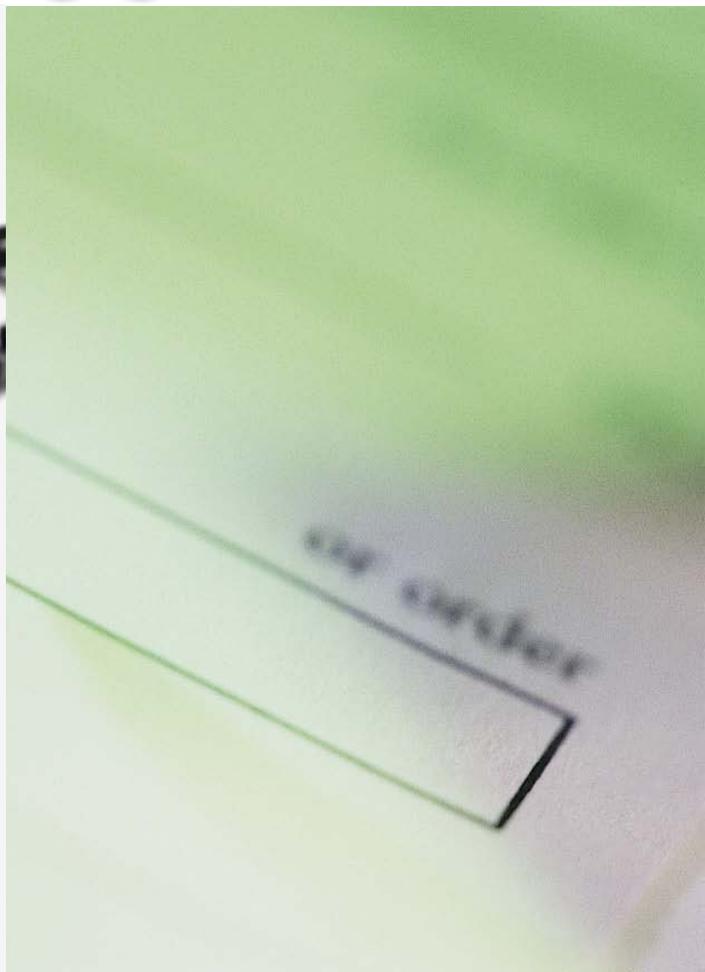




ディスクロージャー誌
e-Net少額短期保険株式会社の現状

2009



e-Net少額短期保険株式会社の現状2009

本誌は保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37に基づいて作成しております。



目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 行動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 事業ポリシー・・・・・・・・・・・・・・・・2

経営について

事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・5
 代表的な経営指標・・・・・・・・・・6
 コーポレート・ガバナンス・・・・7
 コンプライアンス
 (1) コンプライアンス態勢・・・・8
 (2) 組織体制・・・・・・・・・・9
 苦情処理体制・・・・・・・・・・10
 募集制度・・・・・・・・・・11
 個人情報保護
 (1) 個人情報に関する取扱い・・・・12
 (2) プライバシーポリシー・・・・13

商品・サービスについて

保険のしくみ
 少額短期保険業とは？・・・・15
 保険制度・・・・・・・・・・15
 保険契約の性格・・・・・・・・15
 保険料率・・・・・・・・・・15
 再保険・・・・・・・・・・16
 約款・・・・・・・・・・16
 保険料の収受・返還・・・・16
 ご契約に当たりご注意いただきたいこと・・16
 ご契約後にご注意いただきたいこと・・・・17
 ご継続にあたりご注意いただきたいこと・・17
 事故発生から保険金のお支払いまで・・・・18
 勧誘方針・・・・・・・・・・19
 取扱商品・・・・・・・・・・20
 各種サービス
 住まいの現場急行サービス・・・・22
 住まいの現場急行サービス規程・・・・23

業績データ

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標・・・・25
 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 (1) 主要な業務の状況を示す指標等・・・・26
 (2) 保険契約に関する指標等・・・・26
 (3) 経理に関する指標等・・・・27
 (4) 資産運用に関する指標等・・・・28
 (5) 特別勘定に関する指標・・・・28
 責任準備金の残高の内訳・・・・・・・・29
 期首時支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)・・29
 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表・・・・29

直近の2事業年度における財産の状況
 (1) 貸借対照表・・・・・・・・・・30
 (2) 損益計算書・・・・・・・・・・32
 (3) C/F計算書・・・・・・・・・・34
 (4) 株主資本等変動計算書・・・・35
 (5) ソルベンシー・マージン比率・・38
 (6) 時価情報等・・・・・・・・・・39

コーポレートデータ

沿革・・・・・・・・・・41
 店舗所在地・・・・・・・・・・41
 組織・・・・・・・・・・42
 株主・株式の状況・・・・・・・・43
 役員の状況・・・・・・・・・・44
 使用人の状況・・・・・・・・・・44



はじめに

2009年1月20日付で少額短期保険業の登録をいただき、ここに第1期事業年度を終了致しましたので、当社事業概要をご報告申し上げます。

おかげ様をもちまして決算状況も翌期へのステップアップに十分な内容となり、契約者の皆様はもちろんのこと、ステークホルダーの皆様に対しまして、これまでのご支援とご協力にあらためて感謝申し上げます次第です。

今後も契約者保護の視点に立ち、公共性を併せ持つ保険事業者としての社会的責任を自覚し、前期に増して職務に邁進してまいります。

引き続き皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

e-Net少額短期保険株式会社

代表取締役社長 **土屋 知博**



経営方針

1. 法令等を遵守し、事務処理を的確に行い、契約者等に対して説明責任を果たすとともに、保険金支払いを迅速かつ適正に行うことにより、契約者等の信頼を獲得する。

2. 経営の効率化と堅実な業績の進展により会社の持続的な存続を図り、社会の発展と株主の利益、代理店・社員の生活向上に寄与する。

行動基準

1. 全てのお客様に感謝し、公平に接します。
2. 関連する全ての法令、ルールを遵守するようコンプライアンスを徹底します。
3. お客様のニーズの的確な把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
4. 保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
5. 迅速かつ適正な損害事故処理サービスを提供します。
6. お客様情報は、適切に管理し、目的外には利用せず、漏洩しないよう万全の体制で臨みます。
7. 自立した代理店を育て、公正でかつ健全な関係を維持し共存共栄していきます。



事業ポリシー

財務強化・未来投資・顧客満足

日本における賃貸住宅市場の規模は戸数で約1,700万戸といわれています。この市場をめぐる、日本や外国の保険会社間で、火災保険契約獲得にむけた熾烈な競争が繰り広げられています。そんな中、当社がこの市場で着実にシェアを上げていくために必要ないくつかのポイントの中から、特に重要だと考えている点が3つあります。

財務強化

当社は平成20年に大手損害保険会社と業務及び資本提携を結んだのち、契約件数を着実に拡大させてきました。財務体質強化への強力な後ろ盾の存在は取りも直さず、「安心-Safety」、「安全-Security」、「安定-Stability」、この3S経営を保証する大きな担保となっています。



未来投資

当社は、保険事務のIT化に向けた積極的な投資により、* Webシステム「News」の開発に成功しました。インターネット環境さえあれば、代理店での保険事務を「より簡単に」、「より効率的に」行えるようになったのです。代理店にとって、Newsシステムによる事務ロードの軽減と継続手数料の確保は、収益に直接関係するだけに、当社との代理店契約を決定する際のひとつの重要なファクターになっています。



顧客満足

当社は、不動産管理ソフトと保険業務を連携させたシステム開発を手始めに、これまで保険事務軽減と収益アップを目的とした様々な支援プロジェクトを推し進めてまいりました。保険契約者、代理店をはじめ、ステークホルダーの満足度をあげるために何をしたらいいのか常に考えつづけています。

参考

*Webシステムとはインターネットで標準的に用いられる情報提供システム上で動くシステムのこと。

ウェブ (world wide web)はデータ転送プロトコルのHTTP、情報資源の所在を指定するURL、マークアップ言語のHTMLなどの基本技術で構成される。

Webの原義はくもの巣。世界中に情報網が張り巡らされている様子を表したものの。

*ステークホルダーとは、企業に対して利害関係を持つ人や企業活動と関係するあらゆる関係者、すなわち利害関係者を指す。





経営について

事業の概況5
代表的な経営指標6
コーポレート・ガバナンス7
コンプライアンス	
(1)コンプライアンス態勢8
(2)組織体制9
苦情処理体制	...10
募集制度	...11
個人情報保護	
(1)個人情報に関する取扱い	...12
(2)プライバシーポリシー	...13

【金融経済環境】

サブプライムローン問題に起因する米国大手証券会社の破綻などを受け、欧米での金融危機や世界的な信用収縮が急拡大したため、金融・資本市場は未曾有の混乱をきたしております。また、国内においても、都市部を中心として不動産の破綻が相次ぎ、関連業界の業績にも大きな影響を及ぼしています。

**【事業の経過及び成果】**

このような金融経済環境のもと、当社は、業績の向上と経営体質の強化・改善に努め、システム開発、人員の配置等を効率的に行うなどの施策から、経常利益は 1,930 万円、当期純利益は 1,407 万円となりました。

少額短期保険業の登録を受けた時期が第4四半期であったこと、都市部を中心として不動産の破綻が相次ぐなど少なからず影響を受けましたが、収入保険料は 419 百万円、増収率 23.8%を確保できました。

保険金の支払いは、当事業年度は大型の自然災害がなかったため発生件数は安定しておりましたが、大型の支払いが発生したため損害率が元受ベースで 20%、保有ベースで 23%となりました。

【営業戦略と事業方針】

不動産管理システムとの連携による事務ロードの軽減をベースにした営業戦略を基本に、市場動向に迅速柔軟に対応すること、そして顧客ニーズ（代理店も含め）を的確に把握し、決して後回しにせず早期に解決を図ることを事業方針の柱としてまいりました。今後もこの視点を大切にしながら、新規サービスの開発や新規募集網の開拓を図ってまいります。

【今後の課題】

契約者の利便性、少額短期保険業務の正確性・効率性を向上させる目的で保険金支払い関連及び財務関連システムを重点的に拡充しておりますが、今後の保険契約件数の増加を鑑み、ひき続きシステムの強化と人員の効率的な配置を推進し、保険業務のベースとなる事務引受能力の向上と財務体質の強化を図ってまいります。

代表的な経営指標

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度(当期)
元受正味保険料	—	403,703
正味収入保険料	—	117,709
正味損害率	—	22.6%
正味事業費率	—	98.9%
保険引受利益	—	18,036
経常利益	—	19,305
当期純利益	—	14,066
ソルベンシーマージン比率	—	395.4%
総資産	—	406,831
純資産額	—	159,992

元受正味保険料：元受保険料－（元受解約返戻金＋元受その他返戻金）

正味収入保険料：元受正味保険料－出再正味保険料

正味損害率：（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

正味事業費率：正味事業費÷正味収入保険料

保険引受利益：保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費＋その他収支

経常利益：通常の営業・資産運用等の活動で生じた利益

当期純利益：経常利益に特別損益や法人税等を加減した事業年度の最終利益

ソルベンシーマージン比率：保険会社の支払い余力の割合を示す数値

コーポレート・ガバナンス態勢

① 取締役会

当社は、業務執行の決定および取締役の職務執行の監督を目的とする機関として、取締役会を設置しており、当社の生命線として、経営全般の方向性等を決定する重要な機能を担っています。

取締役6名のうち、社外取締役2名を配しており、客観的な視点や牽制機能によって企業の健全性を維持し、経営の透明性と公平性を向上させることで、ステークホルダー全体の利益を守る体制を整えています。



② リスク・コンプライアンス委員会



リスク管理及びコンプライアンス推進を行うための独立した機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。リスク・コンプライアンスに関する方針・計画等の企画・立案、進捗状況の監視、重要事項の協議・調整、教育研修の実施計画の策定等を行い、総合的なリスク管理状況を検証する機関を担っています。

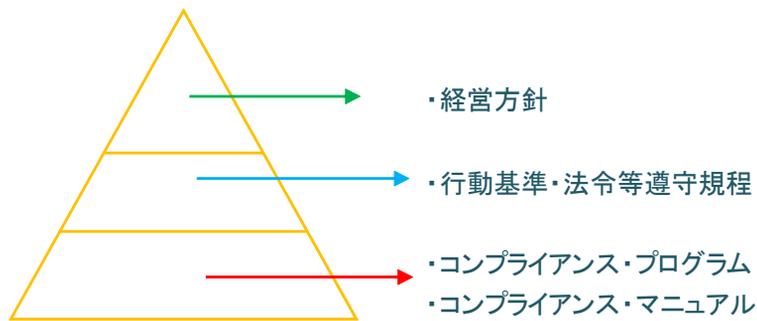
③ 監査役

当社には社外監査役1名を配し、各取締役の職務執行について監査を行なっています。監査実施にあたっては、常にコーポレートガバナンスの視点にたった公正な監査を行なうよう努めています。

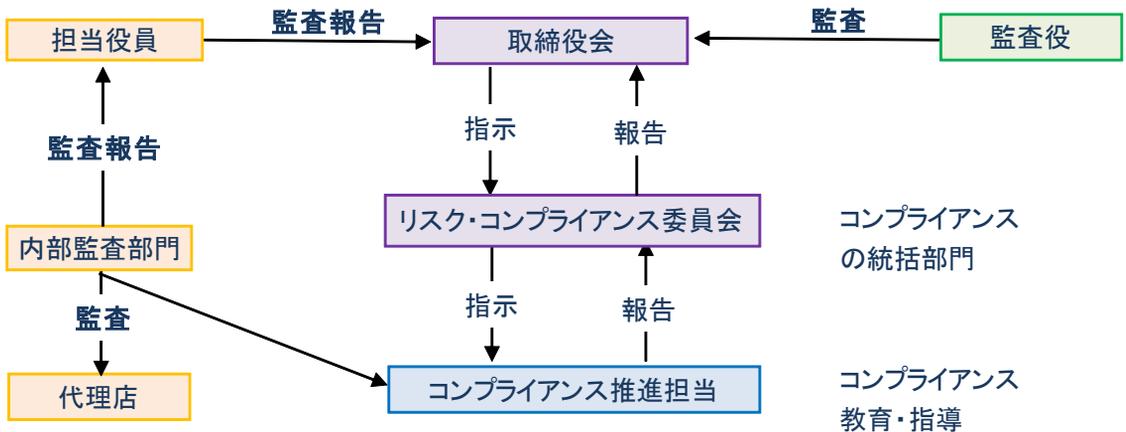
(1)コンプライアンス態勢

① コンプライアンスへの取り組み

当社では、経営方針、行動指針および法令等遵守規程に基づき、コンプライアンスの徹底を業務上の最優先課題として取り組むよう教育指導を行なっています。指導内容についても、随時見直しを行い、コンプライアンスの精神を浸透させるために定期的な研修を実施するなど、一層の周知・徹底を図ってまいります。更にお客様をはじめ、社会全体の信頼に応えることのできる少額短期保険業者として、健全かつ適切な業務運営に努めてまいります。



② コンプライアンス体制



<法令違反発生時の報告体制>



(2) 組織体制

① 取締役会

取締役会は、法令等遵守のため、コンプライアンスに関する基本方針、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定を行い、役職員の法令等の遵守を求め、企業倫理の確立に努めています。

② リスク・コンプライアンス委員会(委員:取締役会が定める者)

リスク管理及びコンプライアンスの推進・徹底を図るため、取締役会の下に、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」の企画・立案、コンプライアンスの実施及び推進状況のモニタリング、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整等を行っています。

③ 規程の整備

当社では、次の規程を整備しています。

- 行動基準
- 法令等遵守規程
- コンプライアンス・マニュアル



④ コンプライアンス教育・研修

全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育を当社における最重要テーマと位置づけ、あらゆる機会を通じてコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス教育を実施しています。

⑤ モニタリング活動

(1) 日常業務の点検

日常業務について、毎月「業務管理点検」を行い、日常業務における不備を早期に発見し是正する活動を行っております。

(2) コンプライアンス担当者によるモニタリング

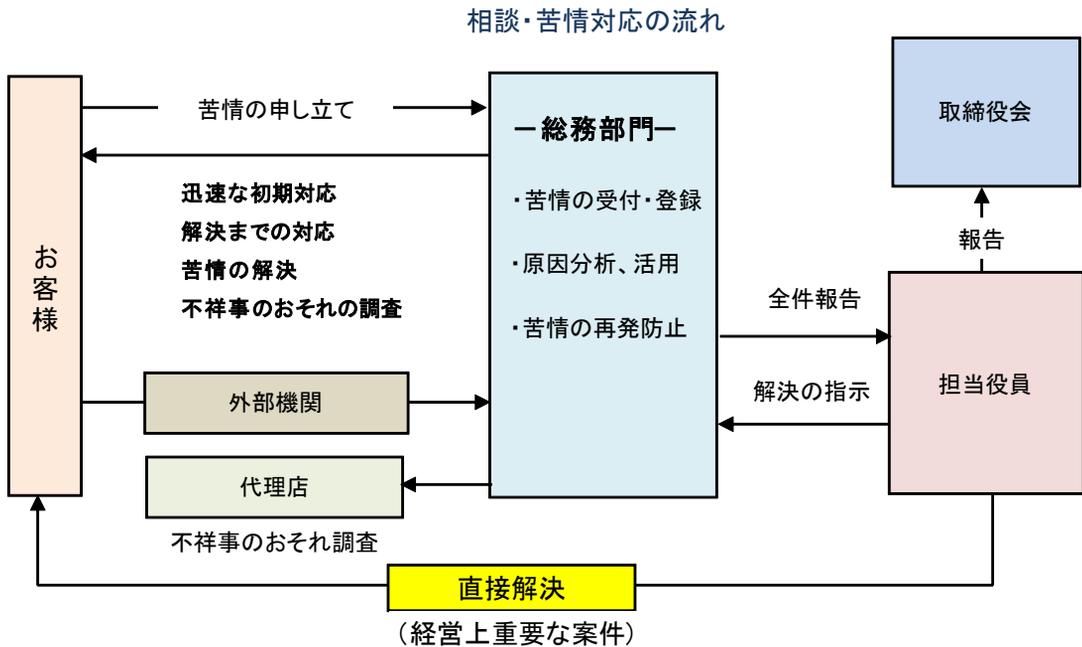
苦情の発生、業務監査による指摘等を踏まえ内部管理体制を整備するため、コンプライアンス担当者によるモニタリングを行います。

苦情処理体制

① 当社は、お客様の相談・苦情への迅速な対応を的確におこなうため、役職員の教育・研修（ロールプレイ研修等）を実施するとともに、相談・苦情を記録・管理する中で、記録された内容については毎日点検し、重要な案件や処理内容に問題がないか検証を行い、再発防止に活用していきます。

② 相談・苦情対応

相談・苦情対応の流れは次のようになっています。



保険商品の販売に関して、当社では代理店による販売を基本としています。代理店になるためには当社と代理店委託契約を結ぶ必要があります。また販売保険商品が、賃貸マンション、アパート等にこれから入居しようとしている方や、既に入居中の方を対象にしているため、必然的に地域に展開されている不動産業者の方が当社のメイン代理店となっています。したがって保険契約の締結や保険料の領収など保険募集業務は特別なものを除き、基本的に不動産業を主な業務としている代理店が行っています。

代理店の主な業務

- 保険の目的等の調査
- 保険契約の締結
- 保険料の領収、返還、保管ならびに精算
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険証券の交付（ただし、会社の指示がある場合に限る）
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
（ただし、保険業法第309条に定める保険契約の申し出の撤回または解除の申し出の受付を除く）
- 保険契約の維持・管理（満期管理、満期返戻業務を含む）に関連する事項
- 保険事故発生時の受付、被保険者への保険金請求手続きの援助等
- その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

代理店になるためには

保険募集をはじめするには当社の代理店になっていただく必要があります。そのためには前もって内閣総理大臣へ申請を行い、保険募集人として登録受理されなければなりません。同時に募集を行うための資格試験（少額短期保険募集人試験）に合格しておくことが必要です。

研修・監査

保険業務は公金を扱うため、その取扱いは極めて慎重に行わなければならない、当社役職員や代理店については、法律や規則をしっかりと守る高いモラル意識が求められます。そのために当社では、コンプライアンスマニュアルを作成し、役職員研修を定期的に行うなど、遵法精神の高揚を図っています。また代理店に対しては定期的に監査を実施し、代理店としての業務を適切に遂行しているかどうか検証し、必要に応じて指導を行なっています。

(1) 個人情報に関する取扱い

個人情報は保険契約の基礎をなすものであると同時に、その管理は極めて重要であり、情報保護の観点から、取扱いについては慎重を期した対応が求められています。当社は、個人情報保護法や関連ガイドラインに基づいた取扱マニュアルや各種規程類の整備を図りながら、安全で適正な個人情報の活用と管理に努めています。

① 内部規程の整備

規程については、以下のものを整備しています。

- 個人情報管理マニュアル
- 個人情報取扱規程
- 個人情報保護マニュアル
- 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

② システムセキュリティ

個人情報データベースへのアクセスについてはパスワードを必要とするとともに、社員毎にアクセス範囲を管理し、同時にアクセスログの管理も行っています。

また当社WebシステムNewsへの不正な侵入を防ぐため、専用のファイヤーウォールを設置しており、今後は、ワンタイムパスワードの導入を進めるなど、不正な侵入防止策を更に強化していきます。

③ 代理店及び外部委託先

代理店については、個人情報取扱規程及び代理店委託契約書により、外部委託先については守秘義務契約書を取り交わすなど、情報漏えい防止策を講じています。

(2) 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

e-Net 少額短期保険株式会社では、個人情報保護の重要性に鑑み、お預かりしたご契約者の皆様に関する情報の適正な管理・利用とその保護に努めております。

情報の収集

ご契約者の皆様からご提供いただく情報は、ご契約者の皆様のニーズに応じた商品の販売、サービスの提供、情報の提供およびご契約の締結・維持管理のために必要とする情報とし、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により情報を取得します。

それらの情報は主に申込書・契約書により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがきなどを利用し、情報を収集させていただく場合があります。

情報の利用目的

これらの情報は、保険契約の申し込みに係わる引受けの審査、引受けおよび履行、保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求、保険契約の維持管理、サービスの提供等の目的のために利用することがあります。

また、ご契約者の皆様の承諾なく目的以外の収集、利用、提供はいたしません。

情報の第三者への提供

次の場合を除いて、ご契約者の皆様の情報を外部に提供することはありません。

ご契約者の皆様が同意されている場合

利用目的の達成に必要な範囲内において、守秘義務を明記した契約に基づき契約を交わした業務委託先等に提供する場合

法令により必要と判断される場合

公共の利益のために必要であると考えられる場合

情報の保護

ご契約者の皆様の情報を正確、最新なものにするよう適切な措置を講じています。

また、個人情報への不当なアクセスなどを防止するため、万全を尽くしています。

情報の開示・訂正

ご契約者の皆様からご自身に関する情報の開示・訂正のご請求があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由のない限り対応させていただきます。

継続的改善の実施

ご契約者の皆様からご提供いただいた情報の適切な取扱いについては、情報通信技術の進歩、個人情報保護に係わる社会的ニーズの変化等に応じて適宜見直しを行い、継続的に改善を図ります。

商品・サービスについて

保険のしくみ	
少額短期保険業とは？15
保険制度15
保険契約の性格15
保険料率15
再保険16
約款16
保険料の收受・返還16
ご契約に当たりご注意いただきたいこと16
ご契約後にご注意いただきたいこと17
継続に当たりご注意いただきたいこと17
事故発生から保険金のお支払いまで	
必要な措置と報告・届出18
被害状況調査18
保険金のお支払い18
勧誘方針19
取扱商品20
各種サービス	
住まいの現場急行サービス22
住まいの現場急行サービス規程23

少額短期保険業とは？

少額短期保険業とは、保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業をいいます。一定事業規模の範囲とは以下の通りです。

【最低資本金等】

①資本金：1000万円
（経過措置の適用がある場合、施行日から7年間 500万円）

②年間収受保険料：50億円以下
（超える場合は、保険会社の免許取得が必要）

【保険期間、保険金額の上限等】

①保険期間：損害保険2年、生命保険・医療保険1年

②1人の保険契約者に係る被保険者数：100人以下であること。

③保険金額：1人の被保険者について、次の区分の範囲内であり、かつ、総額1000万円以下であること。

疾病による重度障害・死亡 300万円

【経過措置 1500万円】

疾病・傷害による入院給付金等 80万円

【経過措置 240万円】

傷害による重度障害・死亡 600万円

【経過措置 3000万円】

損害保険 1000万円

【経過措置 5000万円】

※経過措置はいずれも施行日から7年間

尚、低発生率保険の保険金額については上記枠以外に1000万円以内が加算されます。

【経過措置 5000万円】

保険契約者等の保護の観点から、事業開始にあたって一定の保証金の供託や、資産運用、保険募集、情報開示などについて各種のルールを遵守することが必要となります。

保険制度

保険の萌芽は古代ローマにおけるコレギウムや中世、近世ヨーロッパにおけるギルドから始まり、発祥はヨーロッパルネッサンス期の大航海時代といわれています。いわゆる冒険貸借がそのルーツというのが通説です。近代保険制度は、16世紀後半、イギリスのロンドンにおいて、エドワード・ロイドが経営するコーヒー店から始まったといわれています。



それから今日まで長きに亘って様々な保険制度が発展してきたわけですが、原点は一つ、一人のリスクを大勢で分担することにあります。保険制度は、毎日の生活の中で予測不可能な事故（リスク）に対する解決策として、人間の長い歴史の中から編み出されてきた素晴らしい知恵と言ってもいいでしょう。現代の複雑な社会構造の中で、いかに安全に安心して暮らすことができるのかを考えた時、この保険制度の存在なくしてそれを実現することは不可能といっても過言ではありません。

保険契約の性格

保険契約は、所定の事故による損害について保険金を支払うことを保険会社が約し、その対価として保険料を支払うことを保険契約者が約する契約です。双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約の性質を持っていますが、実務上は所定の申込書を作成し、ご契約の証として保険証券を発行しています。

保険料率

そもそも保険という商品は、その数が多く売れなければ商品として成立しません。ある一定数の保険加入者が集まってこそ、リスクの補填が可能であり、はじめて保険として機能します。

ところでAさんの家が火事になるかどうか、またBさんが10年以内に亡くなるかどうかを確実に予見することは不可能ですが、10万戸の住居のうち10年以内に何戸火災によって焼失するかは、統計学と確立論によってある程度予測可能です。

これらの数理をもちいて計算して得た需要（

リスク)に基づき、保険契約者に分担してもらった保険料の金額を算出します。このことによって、ある一定の期間において徴収した保険料総額と支払った保険金総額は均衡することになり、保険事業の継続が可能となるのです。保険のしくみはこれらの考え方によって成り立っています。正確にはこの計算して得た分担金と保険会社が存続するために必要な費用を合わせたものが保険料になります。この場合の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合をいいます。

再保険

再保険とは、保険会社自らがかける保険といえわかりやすいでしょう。再保険では直接契約を受けた保険会社(元受保険会社)が、自らがかけた保険会社(再保険会社)から保険事故が発生した場合のリスクの補填を受けることになります。つまり元受保険会社は再保険会社から自己のリスクの部分的免責を得ることになり、これによって元受保険会社は大きなリスクの引受が可能になるわけです。

約款

約款とは、企業などが不特定多数の利用者との契約を定型的に処理するためにあらかじめ作成した契約条項のことをいいます。つまり保険会社と契約者との保険契約に関する約束事です。具体的には、保険契約者の保険料支払いや通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定めています。損害保険の保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を変更・補充・排除する特別約款(特約条項)があります。

保険料の収受・返還

保険料の収受は、現金を基本とし、当社に契約と同日までに入金することになっています。当社ではこの他に特約を結ぶことによって口座振替による払込方法もあります。また御客様のご都合によって解約された場合は約款の規定にしたがい未経過分に対する保険料を返還致します。

ご契約に当たりご注意いただきたいこと

1. ご契約に際し、重要事項説明書(「契約概要」および「注意喚起情報」)を必ずご一読いただき、内容をご確認の上でお申込みください。

2. 当社は個人情報の保護に関する法律等を遵守して、個人情報を適切に取り扱います。

3. 保険期間は1年あるいは2年です。保険期間初日の午前0時に始まり末日の午後12時に終わります。

4. 当社では同一の被保険者が重複して、当社の別の契約の被保険者になる契約の引受けはできません。

5. 1保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100名が上限となります。

6. 当社は平成18年4月1日の保険業法施行により7年間(平成25年3月31日)までの経過措置期間に補償を開始する保険契約については、保険業法附則第16条1項で定められた引受限度額までの引受けを行います。詳細につきましては重要事項説明書(「契約概要」および「注意喚起情報」)をご参照ください。

7. 「ご契約の方が個人」で、かつ保険期間が2年の場合は、ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書(「契約概要」および「注意喚起情報」)を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、「クーリング・オフ」を行うことができます。

8. この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置および同機構の補償対象契約に該当いたしません。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約につきの変更が生じた場合には必ず事前に取り扱い代理店または当社までご通知ください。

1. 保険の目的の譲渡等により名義変更をするとき
2. 保険の目的を収容する賃貸店舗の構造または用途を変更するとき
3. 保険の目的をほかの場所に移転するとき
4. ご契約者の住所を変更するとき

ご継続にあたりご注意いただきたいこと

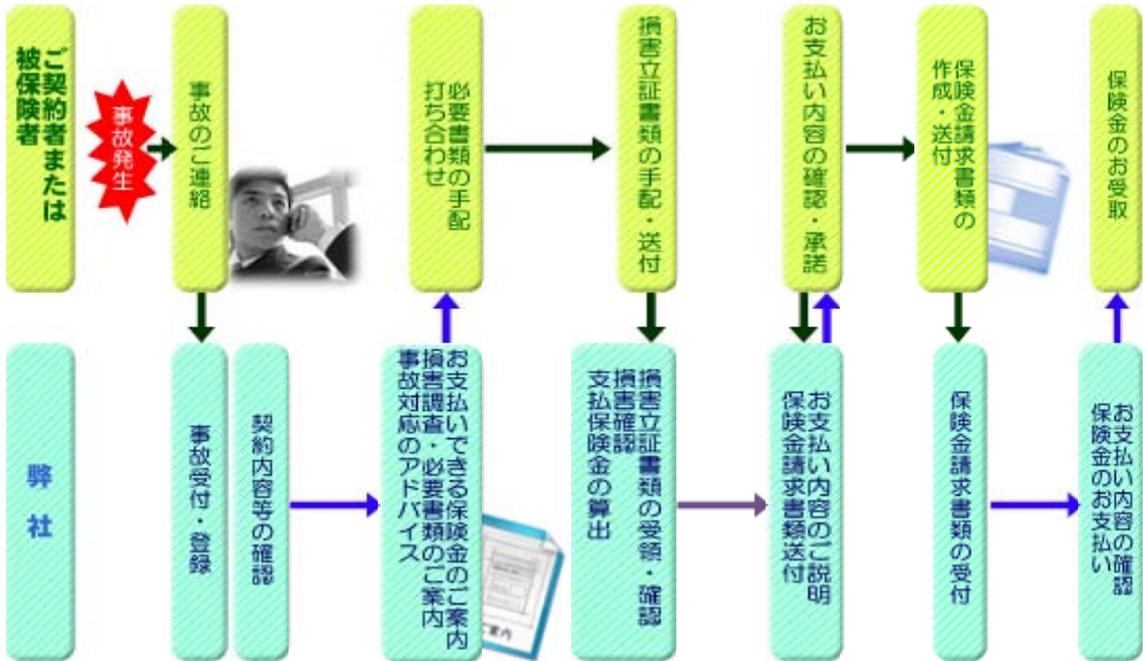
1. ご契約の満了する日の属する月の前月10日までに、この保険契約を継続しない旨のお申出がない限り、継続案内書の記載事項で保険契約を更新します。

2. 更新の際、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、更新後の保険料の増額、保険金額の減額の条件変更を行うことがあります。また、当該商品の引受けが不採算となり、この保険契約の引受けが会社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には更新契約の引受けを行わないことがあります。

事故発生から保険金のお支払いまで

万が一事故にあわれた場合には、速やかに事故の状況や程度を当社または当社代理店までご連絡下さい。

事故処理の流れ



もし事故が起きたら

必要な措置と報告・届出

保険事故が発生したときは、必要な措置を講じた後、速やかに代理店または当社へ連絡してください。尚、盗難事故の場合は、所管の警察へ必ず連絡のうえ盗難届けを出しておく必要があります。

被害状況調査

事故報告受理後、当社保険金お支払いセンターにて事故内容等を調査致します。必要に応じて被害状況の確認等やご本人様、代理店との打ち合わせを行なったあと、被害額を算定し、責任の度合いに応じた支払保険金の額をご本人様へお知らせ致します。

保険金のお支払い

保険事故にあわれた契約者様と当社の間で、受取保険金について合意したのち、保険金支払に必要な書類をご提出いただいた時点で、速やかにお支払先へ保険金をご入金致します。

当社及び当社の代理店は、金融商品の販売にあたり、以下の方針に従って適切な勧誘を行います。

1. 金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険の推進に努めます。
2. 皆様に保険内容を正しくご理解戴くよう、説明内容・方法を工夫し、皆様の意向と実情を考慮し適切な保険選択ができるよう努めます。
3. 保険の推進にあたっては、深夜や早朝など皆様の迷惑となる不適切な時間には行いません。
4. 保険事由が発生した場合には、迅速かつ的確な保険金の支払いに努めます。
5. 皆様の情報については、プライバシー保護の観点から適性かつ厳正な管理に努めます。

賃貸住宅総合保険



賃貸店舗施設総合保険



あなたの安心と笑顔をサポートします
家財補償

火災・風水災害・盗難等による被害にあった場合、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入・修復するために必要な標準的な額（再調達価額）に基づき補償いたします。

- 1.火災 2.落雷 3.破裂・爆発 4.風・ひょう・雪災



あなたの安心と笑顔をサポートします
設備・什器補償

火災・風水災害・盗難等による被害にあった場合、損害にあった設備・什器と同程度のものを新たに購入・修復するために必要な標準的な額（再調達価額）に基づき補償いたします。

- 1.火災 2.落雷 3.破裂・爆発 4.風・ひょう・雪災



賃貸住宅総合保険

リビングガード

あなたの安心と笑顔をサポートします
入居者賠償責任補償
 大家さんや第三者に対する賠償事故が発生し、損害賠償責任が生じた場合補償いたします。

大家さんへの賠償責任

第三者への賠償責任



補償内容

火災・破裂・爆発

大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



その他偶然な事故

ふすま、壁、洗面台等大家さんの所有物を壊した場合に保険金をお支払いします。



ドアロック交換費用担保

建物の出入り口ドアのカギが盗まれ交換した場合の費用



水道管修理費用担保

凍結によって損壊が生じた場合の復旧費用



修理費用

火災、落雷、風災等（家財補償1～8の事故をいいます。）により借戸室（柱・壁・床等の主要構造部および玄関・門・へい等の共用利用部は除きます。）に損害が発生し、賃貸借契約に基づきお客様が自己の費用で修理した場合の費用



損害防止用費用

消火活動に必要かつ有益な所定の費用（消火薬剤費用等）

賃貸店舗施設総合保険

テナントガード

あなたの安心と笑顔をサポートします
店舗入居者賠償責任補償
 大家さんや第三者に対する賠償事故が発生し、損害賠償責任が生じた場合補償いたします。

大家さんへの賠償責任

第三者への賠償責任



補償内容

火災・破裂・爆発

大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



その他偶然な事故

壁、窓、ガラス等大家さんの所有物を壊した場合に保険金をお支払いします。



修理費用

火災、落雷、風災等（設備什器補償1～8の事故をいいます。）により賃貸店舗（柱・壁・床等の主要構造部および玄関・門・へい等の共用利用部は除きます。）に損害が発生し、賃貸借契約に基づきお客様が自己の費用で修理した場合の費用



損害防止用費用

消火活動に必要かつ有益な所定の費用（消火薬剤費用等）

住まいの現場急行サービス



24時間365日

お住まいのトラブルをサポート

水周りのトラブルやカギを紛失した等でお困りの際、専門業者を手配し、30分程度の応急処置や開錠を行います。



▶ 対象となる建物

保険証券等記載の家財を収容する居住用の建物（共用部分は対象外）

▶ サービス内容

1. トイレの詰まり除去
2. 給・排水管の故障によるあふれの原因個所の応急処置
3. 給・排水管のつまり除去（30分を超える作業料金および部品代はお客様負担となります。）
4. 玄関ドアのカギ開け
防犯の観点から契約者ご本人または被保険者ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
（カギの作成・シリンダー交換の作業料金および部品代はお客様負担となります。）

- ※ 一部地域ではご利用いただけません。
- ※ サービス内容の詳細につきましては、サービス規定をご覧ください。
- ※ 本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

住まいの現場急行サービス規程



本規程は、株式会社安心ダイヤル(以下「サービス提供者」という)所定の「住まいの現場急行サービス」の内容及び利用条件等を定めるものです。

第1条(定義)

- 1.本規程における用語の定義は、以下のとおりとします。「住まいの現場急行サービス」(以下、「本サービス」という)とは、住宅専有部分のトイレ・浴室・洗面所・台所等の給・排水管の詰まり・あふれといった水まわりの30分程度の応急処置や、鍵を紛失してしまって室内に入れない時のカギの開錠をいいます。
- 2.「サービス実施者」とは、当社が提携する水道設備業者・カギ業者をいいます。

第2条(サービス対象者)

本サービスは、e-Net少額短期保険株式会社(以下「甲」という)が認める「保険商品名」での契約者本人(個人のみ)、及び同居の家族(以下「会員」という)とします。

第3条(ハウスサポートサービス対象物件)

対象物件は、日本国内(一部離島を除く)かつ甲が指定する会員が居住している住宅の専有部分(共用住宅等の共有・共用部分及び国や公共団体等が所有する公的部分は除外となります)とします。

第4条(ハウスサポートサービスの利用期間)

本サービスを利用出来る期間は、第2条で定めた会員が、会員資格を有する期間とします。

第5条(ハウスサポートサービスの利用条件)

- 1.本サービスの提供については、以下の条件を満たしていることが条件となります。サービス対象者は、事前にサービス提供者の定める専用デスクへ連絡を行い、本サービスの実施依頼をし、会員番号・会員氏名・電話番号・住所等を通知すること。
- 2.本サービスの実施にあたっては、サービス対象者が立ち会うこと。
- 3.サービス対象者は、本サービスの提供を受けた後に、サービス提供者所定の作業報告書を確認し、署名を行うこと。
- 4.本サービスのうち、玄関のカギ開けの実施の場合は、本人確認資料(自動車運転免許証等)をサービス実施者に提示するものとする。
- 5.本サービスの実施に伴い対象物件あるいは家財品等に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合には、当該損傷につきサービス提供者等を免責する旨の念書にサービス対象者が署名すること。
- 6.本サービスの提供が安全かつ円滑に実施されるよう、サービス実施者の指示に従い、また必要な協力を行うこと。

第6条(無料サービスの内容)

サービス提供者が、年1回無料(※1)で提供する30分程度の応急修理費用(出張料金・作業料金含む)は、以下のとおりとします。

1)水まわり応急処置サービス

対象物件における30分程度で実施可能な以下の事象に対する応急処置。

- ・トイレのつまりの除去
- ・給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急処置
- ・給・排水管のつまり除去

2)玄関のカギ開けサービス

対象物件の玄関における30分程度で実施可能な開錠作業(カギ開けの難易度が高い場合には破錠(カギを壊して、開錠すること)までとする。

※1：年1回無料の定義は、以下の通りとします。

- 1)保険契約期間が1年間の場合には、保険期間内で1回とします。
- 2)保険契約期間が、2年間の場合には、それぞれの年度において1回とします。
初年度は、保険開始日から1年後の前日まで
2年目は、1年目の終了日の翌日から保険契約終了日までとします。

第7条(サービス対象者の費用負担および支払方法)

- 1.下記に定める費用は、無料サービスを越えるものとして会員の負担となります。30分を超える超過作業料金および部品代(1,000円以下の部品代については、現場精算)
- 2.会員の負担が発生した場合には、後日サービス提供者より、会員へ請求を行いサービス提供者の定める方法により支払うものとする。

第8条(ハウスサポートサービスを提供できない場合)

- 1.次の各号のいずれかの場合には、本サービスの適用除外とします。代表例は以下のとおりですがこれに限りません。給湯器・ウォシュレット等の故障。
- 2.排水管からのいやな臭いや異音の発生の場合。
- 3.室内外に問わず給・排水管の凍結解凍作業。
- 4.雨漏れ・上階、隣接からの漏水。
- 5.カギの開錠に伴う、カギの作成、シリンダー交換。
- 6.対象物件の玄関ドア以外の開錠作業。
- 7.台風・豪雪などの気象状態、または地震・噴火などの天災地変等の原因により、破損・故障等になった場合。
- 8.トラブル原因がサービス利用者の故意による場合。
- 9.既に緊急処置がされており、部品交換等の二次的な利用の場合。
- 10.サービス提供者の判断により作業困難と判断した場合。
- 11.本サービスの提供により、第三者の所有物の損壊、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、第三者の承諾が得られない場合。
- 12.前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であると見られる場合。

第9条(ハウスサポートサービスの疑義)

本サービスの内容に関して解釈が分かれる場合は、サービス提供者の解釈に準ずることとします。

業績データ

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	25
直近の2事業年度における主要な業務の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標等	26
(2) 保険契約に関する指標等	26
(3) 経理に関する指標等	27
(4) 資産運用に関する指標等	28
(5) 特別勘定に関する指標等	28
(6) 責任準備金の残高の内訳	29
(7) ラン・オフ・リザルト	29
(8) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	29
直近2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表	30
(2) 損益計算書	32
(3) キャッシュ・フロー計算書	34
(4) 株主資本等変動計算書	35
(5) ソルベンシー・マージン比率	38
(6) 時価情報等	39

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度(当期)
経常収益	-	-	730,669
経常利益	-	-	19,305
当期純利益	-	-	14,066
資本金	-	-	92,000
発行済株式の総数			100 千株
純資産額	-	-	159,992
総資産	-	-	406,831
責任準備金残高	-	-	77,557
貸付金残高	-	-	-
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシーマージン比率	-	-	395.4%
配当性向	-	-	-
従業員数	-	-	12 人
正味収入保険料	-	-	117,709



直近の2事業年度における主要な業務の状況

(1)主要な業務の状況を示す指標等

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料 〔元受正味保険料-出再正味保険料〕	—	117,709
元受正味保険料 〔元受保険料- (元受解約返戻金+元受その他返戻金) 〕	—	403,730
支払再保険料 〔再保険料- (再保険返戻金+再保険その他返戻金) 〕	—	286,021
解約返戻金	—	14,717
保険引受利益 〔保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費+その他収支〕	—	18,036
正味支払保険金 〔元受正味保険金-出再正味保険金〕	—	26,562
元受正味保険金 〔元受保険金-元受保険金戻入〕	—	81,951
回収再保険金	—	55,390

(2)保険契約に関する指標等

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	
契約者配当金の額	—	—	
正味損害率 〔 (正味支払保険金+損害調査費) ÷ 正味収入保険料 〕	—	22.6%	
正味事業費率 〔 正味事業費 ÷ 正味収入保険料 〕	—	98.9%	
コンバインド・レシオ (合算率) 〔 正味損害率 + 正味事業費率 〕	—	121.5%	
出再 控 除 前	発生損害率	—	20.3%
	事業費率	—	79.0%
	合算率	—	99.3%
国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	—	—	
出再を行なった再保険者の数	—	1	
出再保険料の上位5社の割合	—	100%	
出再保険料の格付ごとの割合	—	A+ 100%	
未収再保険金の額	—	13,810	

直近の2事業年度における主要な業務の状況

(3)経理に関する指標等

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
支払備金の額	—	6,391
責任準備金の額	—	77,557
貸倒引当金	—	—
貸倒引当金の期末残高	—	—
貸倒引当金の期中の増減額	—	—
貸付金償却の額	—	—
資本金等明細表	—	—
事業費（損害調査費含む）	—	320,192
損害率の上昇に対する経常利益の額の変動		
損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	発生損害額の増加額＝正味既経過保険料×1%	
経常利益の減少額		2,428

直近の2事業年度における主要な業務の状況

(4)資産運用に関する指標等

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
資産運用の概況	—	
利息配当収入の額	—	564
利息配当の運用利回り	—	—
海外投資残高及び構成比	—	該当ありません。
海外投資利回り	—	該当ありません。
商品有価証券の平均残高及び売買高	—	該当ありません。
保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比	—	該当ありません。
保有有価証券利回り	—	該当ありません。
有価証券の種類別の残存期間別残高	—	該当ありません。
業種別保有株式の数	—	該当ありません。
貸付金の残存期間別の残高	—	該当ありません。
担保別貸付金残高	—	該当ありません。
用途別の貸付金残高及び構成比	—	該当ありません。
業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	—	該当ありません。
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	—	5,825

(5)特別勘定に関する指標

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
特別勘定資産残高		該当有りません。
特別勘定資産		該当有りません。
特別勘定の運用収支		該当有りません。

直近の2事業年度における主要な業務の状況

(6)責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
普通責任準備金	—	74,026
異常危険準備金	—	3,531

(7)期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
期首支払備金	—	6,030
前期以前発生事故に係る当期支払保険金	—	5,664
前期以前発生事故に係る当期末支払備金	—	150
当期把握見積り差額	—	216

(8)事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

(単位:千円)

	平成19年度			平成20年度		
	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末			88,342		
	1年後					
	2年後					
	3年度					
	4年後					
最終損害見積り額						88,342
累計保険金						81,951
支払備金						6,391

直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	平成19年度	平成20年度	科 目	平成19年度	平成20年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	-	167,318	保険契約準備金	-	83,948
現金	-	484	支払備金	-	6,391
預貯金	-	166,834	責任準備金	-	77,557
有価証券	-	-	代理店借	-	34,351
国債	-	-	再保険借	-	104,855
地方債	-	-	短期社債	-	-
その他の証券	-	-	社債	-	-
有形固定資産	-	5,825	新株予約権付社債	-	-
土地	-	-	その他負債	-	23,685
建物	-	-	借入金	-	-
リース資産	-	-	未払法人税等	-	4,850
建設仮勘定	-	-	未払金	-	3,348
その他の有形固定資産	-	5,825	未払費用	-	-
無形固定資産	-	20,389	前受収益	-	-
ソフトウェア	-	20,373	預り金	-	849
のれん	-	-	リース債務	-	-
リース資産	-	-	仮受金	-	14,638
その他の無形固定資産	-	16	その他の負債	-	-
代理店貸	-	2,318	退職給付引当金	-	-
再保険貸	-	16,613	役員退職慰労引当金	-	-
その他資産	-	184,368	価格変動準備金	-	-
未収金	-	80,965	繰延税金負債	-	-
未収保険金	-	75,551	負ののれん	-	-
前払費用	-	1,591	負債の部合計	-	246,839
未収収益	-	-	(純資産の部)		
仮払金	-	17,416	資本金	-	92,000
貯蔵品	-	6,153	新株式申込証拠金	-	-
その他の資産	-	2,692	資本剰余金	-	62,000
繰延税金資産	-	-	資本準備金	-	62,000
供託金	-	10,000	その他資本剰余金	-	-
			利益剰余金	-	5,992
			利益準備金	-	-
			その他利益剰余金	-	5,992
			積立金	-	-
			繰延利益剰余金	-	5,992
			自己株式	-	-
			自己株式申込証拠金	-	-
			株主資本合計	-	159,992
			その他有価証券評価差額金	-	-
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	-	-
			新株予約権	-	-
			純資産の部合計	-	159,992
資産の部合計	-	406,831	負債及び純資産の部合計	-	406,831

I. 継続企業の前提に関する注記

1. 平成21年1月20日当社は、関東財務局長より保険業法第272条の3に基づく少額短期保険業者の登録がなされています。登録に伴い当社の商号・目的は同日に変更しています。
2. 当社は、あいおい損害保険株式会社と保険業務全般に渡って業務契約を締結しており、当期よりあいおい損害保険株式会社の社員の出向を受けて、保険業法の法令遵守に対応しております。

II. 重要な会計方針に係わる事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による
2. 固定資産の減価償却の方法
不動産及び動産 定率法
無形固定資産 定額法
3. 支払備金（普通支払備金・IBNR支払備金）は、保険業法117条の支払備金で、金融庁長官が定める金額を差額補充法によって積み立てています。
支払備金 2,877,314円 当期戻入額 3,152,605円
IBNR支払備金 3,513,572円 当期繰入額 3,513,572円
4. 責任準備金（普通責任準備金・異常危険準備金）は、保険業法116条の準備金で、金融庁長官が定める金額を差額補充法によって積み立てています。
責任準備金 74,025,783円 当期戻入額 47,176,338円
異常危険準備金 3,531,256円 当期繰入額 3,531,256円
5. リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
6. 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
7. 1株当たり純資産額は、1,599.92円であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,897,908円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、ソフトウェアがあります。
3. 供託金10,000,000円は、保険業法に基づき命じられた供託金で、供託場所は長野地方法務局佐久支局・平成20年度金第224号であります。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
経常収益	-	730,669
保険料等収入	-	685,757
保険料	-	418,447
再保険収入	-	267,310
回収再保険金	-	55,389
再保険手数料	-	202,430
再保険返戻金	-	9,491
責任準備金戻入額	-	43,645
資産運用収益	-	564
利息及び配当金等収入	-	564
その他運用収益	-	-
その他経常収益	-	703
経常費用	-	711,365
保険金等支払金	-	392,180
保険金等	-	81,951
解約返戻金等	-	14,717
契約者配当金	-	-
再保険料	-	295,512
責任準備金等繰入額	-	361
支払備金繰入額	-	361
責任準備金繰入額	-	-
資産運用費用	-	-
事業費	-	318,824
営業費及び一般管理費	-	309,908
税金	-	2,968
減価償却費	-	5,948
退職給付引当金繰入額	-	-
その他経常費用	-	-
経常利益	-	19,304
特別利益	-	-
特別損失	-	388
価格変動準備金繰入額	-	-
その他特別損失	-	388
契約者配当準備金繰入額	-	-
税引前当期純利益	-	18,916
法人税及び住民税	-	4,850
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	-	4,850
当期純利益	-	14,066

損益計算書に関する注記

1. 収益及び費用の計上基準

①収益の計上基準は、発生主義に基づく実現主義で計上しています。具体的には保険始期ベースで計上しています。

②費用の計上基準は、発生主義で計上しています。

2. 会計方針の変更

保険始期が到来していない収入保険料は、当期から仮受金に振替えています。保険始期が到来しない再保険料・代理店手数料は、仮払金に計上しています。

3. 利息配当金収入は、八十二銀行の定期預金に係る預金利子であります。

4. 1株当たりの当期純利益は、140.66円であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

10万株

直近の2事業年度における財産の状況

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	-	418,447
再保険収入	-	267,310
その他の収入	-	30,138
保険金等支払による支出	-	△81,951
解約返戻金等支払による支出	-	△14,717
再保険料支払による支出	-	△295,512
事業費の支出	-	△318,824
その他	-	△7,789
小 計	-	△2,898
利息及び配当金等の受取額	-	564
利息の支払額	-	-
契約者配当金の支払額	-	-
その他	-	702
法人税等の支払額	-	△580
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	△2,212
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	-	△83,698
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
有形固定資産の取得による支出	-	△5,673
有形固定資産の売却による収入	-	116
無形固定資産の取得による支出	-	△14,470
その他投資活動による支出	-	△2,937
その他投資活動による収入	-	828
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△105,834
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による収出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	-	-
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	-	△108,046
現金及び現金同等物期首残高	-	141,666
現金及び現金同等物期末残高	-	33,620

直近の2事業年度における財産の状況

(4) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
株主資本		
資本金		
前期末残高	-	92,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	92,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	62,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	62,000
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	-	62,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	62,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
その他利益剰余金		
積立金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	-	-8,074
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純利益	-	14,066
当期変動額合計	-	14,066
当期末残高	-	5,992

直近の2事業年度における財産の状況

利益剰余金合計		
前期末残高	-	-8,074
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純利益	-	14,066
当期変動額合計	-	14,066
当期末残高	-	5,992
自己株式	-	-
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	-	145,926
当期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	-	-
当期純利益	-	14,066
自己株式の処分	-	-
当期変動額合計	-	14,066
当期末残高	-	159,992
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
繰越ヘッジ損益		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
土地再評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	-

直近の2事業年度における財産の状況

当期末残高	-	-
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	-	145,926
当期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	-	-
当期純利益	-	14,066
自己株式の処分	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	14,066
当期末残高	-	159,992

直近の2事業年度における財産の状況

(5) ソルベンシー・マージン比率

(単位:千円、%)

	平成19年度	平成20年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	-	163,523
① 純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	-	159,992
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	-	3,531
④ 一般貸倒引当金	-	-
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
⑪ 控除項目(一)	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$	-	82,712
保険リスク相当額	-	80,614
R1 一般保険リスク相当額	-	30,614
R4 巨大災害リスク相当額	-	50,000
R2 資産運用リスク相当額	-	4,892
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	-	1,673
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	-	2,248
再保険回収リスク相当額	-	971
R3 経営管理リスク相当額	-	1,710
ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	-	395.4%

ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示するものとする。

保険は確率的な事象を扱うため、通常発生しうる程度の損害額は統計的に予測可能です。しかし、通常では予測不可能な大規模な損害が発生した場合にも、保険会社はその損害に対する保障をする必要があります。この、通常の予測を超えたリスクに対応する余力を示したものがソルベンシー・マージン比率です。その意味で「ソルベンシー・マージン」はしばしば「支払余力」と訳されます。この数値が200%を下回った場合、原則として金融庁から何らかの監督上の措置(早期是正措置)がとられることとなっているため、行政上の取り扱いとしては200%を超えていれば安全な会社とみなす、とされています。

(6) 時価情報等

有価証券 当該事項はありません。

金銭の信託 当該事項はありません。

コーポレートデータ

沿革41
店舗所在地41
組織42
株主・株式の状況43
役員の状況44
使用人の状況44

2001年10月 e-Net共済会設立
 2001年10月 家財保障 e-Netバリュープランリリース
 2003年 6月 本部移転
 2003年 7月 基幹システム及び不動産管理・共済事務一体型システムの導入
 2004年 1月 事業用保障 e-Netテナントプランリリース
 2004年 3月 コンビニ収納事務開始
 2004年 7月 口座自動振替収納事務開始
 2006年 3月 Webシステム「NEWS」の導入
 2006年 3月 株式会社（資本金3,000万円）に組織変更と同時に、本店を長野県 佐久市に移転
 2006年 4月 保険業法改正により特定保険業者となる
 2006年 9月 資本金増資（資本金 3,950万円 資本準備金 950万円）
 2008年 2月 あいおい損害保険株式会社と業務提携
 2008年 3月 資本金増額（資本金 9,200万円 資本準備金 6,200万円）
 2009年 1月 少額短期保険業登録

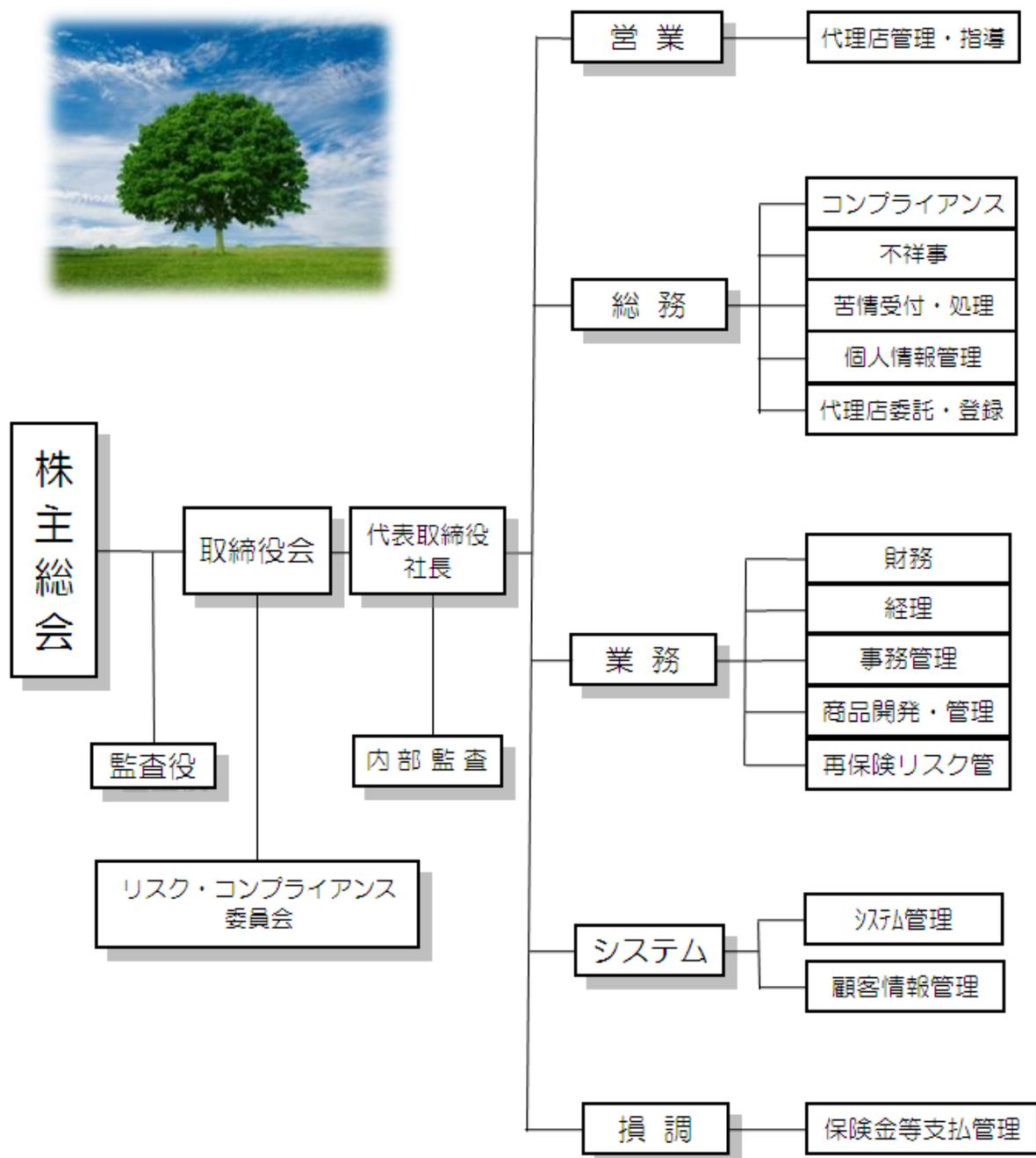
店舗所在地



本 社：長野県佐久市岩村田北一丁目12番地7

東京支店：東京都港区芝浦二丁目17番13号
保坂興産ビル5F





(1) 株主総会に関する事項

【第3期定時株主総会】

- 招集日 平成20年6月17日
 決議事項 1. 当社第3期計算書類承認の件
 2. 取締役4名選任の件

【臨時株主総会】

- 招集日 平成20年11月12日
 決議事項 1. 定款一部変更の件
 2. 取締役1名選任の件

(2) 株式数

- 発行可能株式総数 600千株
 発行済株式の総数 100千株

(3) 当年度末株主数

17名

(4) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
土屋 知博	25.8 千株	25.8 %
坂口 智章	18.6	18.6
田原 敏明	15.0	15.0
佐藤 哲也	12.6	12.6
あいおい損害保険株式会社	10.0	10.0

☞持株比率10%以上の株主を掲載しています。

役員 の 状 況

会社役員に関する事項

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
田原 敏明	取締役会長	—	
土屋 知博	代表取締役社長	—	
佐藤 悟	常務取締役	—	
工藤 修身	社外取締役	—	
和田 正廣	社外取締役	—	
佐藤 哲也	社外監査役	—	税理士

使用人の状況

(年度末現在)

区 分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年 数	平均給与 月額
内務職員	一名	12名	一名	44歳	1年	304千円
営業職員	—	—	—	—	—	—



e-Net少額短期保険株式会社の現状2009
2009年8月発行
〒385-0023 長野県佐久市岩村田北1-12-7
TEL 0267-66-0220
info@e-netcom.co.jp
URL <http://www.e-netcom.co.jp>